

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に係る対応について

1 感染症法上の位置づけ変更に伴う国における医療提供体制の見直し（概要）

(1) 基本的な考え方

感染症法上の位置づけが令和5年5月8日から5類感染症に変更され、医療提供体制は入院措置を原則とした行政の関与を前提として限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自立的な通常への移行していく。

(2) 外来医療体制

- ・現在、コロナ診療に対応している医療機関に加え、新たに対応医療機関を増やすことにより、広く一般的な医療機関での対応を目指す。
- ・コロナへのり患又はその疑いのみを理由とした診療の拒否は「正当な事由」に該当しない。

(3) 入院医療体制調整

入院が必要な方への対応については、今後、全病院で対応することを目指す。

(4) 入院調整

- ・行政による調整から、他の疾病と同様に入院の要否を医療機関が判断し、医療機関間での調整を基本とする仕組みに移行
- ・入院調整本部や保健所による枠組みを当面継続することが可能
- ・妊産婦、小児、透析患者は、都道府県における既存の調整の枠組みに移行

(5) 高齢者施設等における対応

- ・入院が必要な高齢者が適切かつ確実に入院できる体制を確保
- ・感染症対応に円滑につながるよう、平時からの取り組みを強化しつつ、施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等は当面継続する。

(6) 宿泊療養・自宅療養の体制

- ・隔離のための宿泊療養施設は位置づけの変更と同時に終了
- ・電話・オンライン診療等の枠組みを継続

(7) 移行計画の策定

各都道府県において、冬の感染拡大までの間、まずは軽症・中等症Ⅰ患者について、新たな医療機関による受入れを進めるとともに、医療機関間による入院調整を進めること等を内容とする9月末までの「移行計画」を策定することとする。

2 都の対応（概要）：(2)、(3)、(4)は3月27日東京都説明会資料より

(1) 相談体制

発熱相談センターの相談機能、フォローアップセンターの健康相談機能、うちさぽの相談機能を統合して、(仮称)東京都新型コロナウイルス感染症相談センターを開設する。

(2) 入院受入れ体制

- ・9月末までの移行期間経過後、10月以降は全病院での対応を目指す。

- ・移行期間は、病床を確保する医療機関は、前半は中等症Ⅰ以上、後半は中等症Ⅱ以上を中心に対応、病床確保以外の医療機関は、前半は軽症を中心に、後半は中等症Ⅰ以下を中心に対応

(3) 入院調整

- ・移行期間は、①軽症、中等症Ⅰ程度の患者は、各医療機関による病診/病病連携による入院調整、②中等症Ⅱ以上と、特別な配慮が必要で広域的な調整が必要な患者（透析、妊婦、小児、精神、重い基礎疾患等で入院調整が困難な方）は、保健所または入院調整本部（保健所からの依頼に基づき調整）による入院調整、を実施
- ・MISTを改修し、空床情報の共有機能、入院調整に必要な情報を共有する入院調整フォームを設ける。
- ・保健所は、診断を行った外来対応医療機関が本人の同意の下、MIST(入院調整フォーム)に入力した情報をもとに、東京都入院調整本部に依頼する等の対応を行う。（土日の開庁による対応を保健所へ依頼）

(4) 宿泊療養・自宅療養体制

- ・隔離目的のホテルは廃止するが、妊婦支援型・医療機能強化型については継続
- ・65歳以上の独居または高齢者世帯の宿泊は自己申し込みまたは医療機関からの申し込みが可能となる。
- ・救急・外来など医療の負荷を軽減するため、臨時オンライン発熱等診療センターを継続
- ・高齢者施設への往診チーム派遣を継続

3 区の対応

(1) 相談体制

都においては「(仮称)東京都新型コロナウイルス感染症相談センター」が開設されるが、移行直後は問い合わせが増え、回線が混雑することが見込まれるため、区独自の「文京区新型コロナ相談窓口」の設置を継続し、区民等からのコロナに関する相談に対応する。また、基本的な感染対策（マスク、換気、手洗い等）の励行について、HP等による啓発を継続する。

(2) 入院調整

9月末までの移行期間は、中等症Ⅱ以上の患者と、特別な配慮が必要で広域的な調整が必要な患者について、医療機関が本人の同意の下、MIST(入院調整フォーム)に入力した情報に基づき、入院調整本部と連携して入院調整を実施する。

(3) 関係機関との連携強化

これまでのコロナ対応で培った各関係機関との連携を一層強化し、以下の取組みを行う。

- ・適時、医師会への説明、入院調整フォーム入力サポート等を行う
- ・感染症連絡会等での情報共有及び検討、関係部署、関係機関との情報共有、検討

4 今後の課題

- ・ハイリスク者（高齢者施設や妊産婦、透析患者等）への対応
- ・患者管理システム等、ICTの活用による効率的な保健所業務の継続